

## 令和3年度 第15回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和3年10月21日(木) 午後1時30分～午後2時28分
- 2 開催場所 和田山ジュピターホール 小ホール
- 3 出席した農業委員 12人  
1番 松浦 修三委員      3番 前田 由記夫委員      4番 奥藤 康正委員  
5番 高本 知宜委員      7番 米田 利秋委員      8番 西村 繁 委員  
9番 佐野 伸夫委員      10番 大田垣 強委員      11番 楠 晃 委員  
12番 原田 昌二委員      13番 西 好朗職務代理者      14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 2人  
2番 大森 げん委員      6番 米田 隆至委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 12人
- 6 現地調査委員  
農業委員 松浦 修三委員 大森 げん委員  
推進委員 奥 武史委員 清原 裕一委員
- 7 議事日程  
日程第1 議案第67号 農地法第3条申請について  
日程第2 議案第68号 農地法第5条申請について  
日程第3 議案第69号 非農地証明申請について  
日程第4 議案第70号 空き家に付随する農地の指定について  
日程第5 議案第71号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第6 議案第72号 地籍調査事業にかかる地目変更について
- 8 事務局職員  
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 足立 尚幸  
支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課職員  
主事 西谷 和徳
- 10 会議の概要

### ○事務局

それでは、ただいまから第15回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に送付をさせていただいております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしく願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員 12 名、農地利用最適化推進委員 12 名でございます。以上です。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第15回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の議事録署名人の指名につきましては、4番、奥藤康正委員、5番、高本知宜委員にお願いしたいと思います。よろしく願いします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行いたします。

日程第1「議案第67号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位136番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、説明させていただきます。

受付順位136番の航空写真をご覧ください。申請地は、航空写真の右下に写っております大蔵小学校が大きな目安になろうかと思えます。その右隣を走っております山陰本線沿いに200メートルほど進んだところに申請地が位置します。また、分かりにくいですが、申請地の右隣に旧県道が走っておりまして、その県道沿いの地番●●に写っています住宅が、今回の申請者であります●●氏の自宅となります。

申請案件資料136番をご覧ください。農地法第3条第1項の規定による申請となります。今回の申請地は宮田区の住宅が連檐する場所に位置しますが、所有者は農業をするすべがなく、放棄地として近隣に迷惑をかけてはいけないということで、今回の譲受人の●●氏

が長年にわたって草刈りを中心に管理を一任されてきました。そのような状況下で、今後の適正管理を考え、譲渡人と●●氏の間で有償譲渡の話がまとまりました。譲受人の●●氏は、過去に朝来市農業委員を歴任され、15年ほど前から認定農業者として大蔵地区の農業を進めている方です。ご本人に申請地の活用を尋ねましたところ、進入路がなく使い勝手の悪い田であるが、申請地の左側にあります、地番●●周辺を●●氏が所有しており、そこを進入路としてトラクターや軽トラックが入るようにして季節野菜を周年栽培するとともに、準備が整い次第、育苗ハウスを建設し、水田耕作を続けていきたいということでした。

今回の申請に関しまして、地元区長及び農事部長の同意も得られており、許可相当と思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、137番の提案理由の説明、これについては、宮田地区が前田委員で、柳原地区が原田委員ですので、続けて前田委員の説明をお願い致します。その後、原田委員、お願いします。

○前田委員 それでは、失礼します。説明させていただきます。

受付順位137の1番の航空写真をご覧ください。先ほど説明しました航空写真と同じ場所が写っておりまして、大蔵小学校、それから先ほど説明しました地番●●が確認いただけると思います。今回の申請者ですが、先ほど説明しました地番●●から山陰本線をまたぎ、国道9号線向きに180メートルほど進んだところにあります。

申請案件資料137番をご覧ください。農地法第3条第1項の規定による申請となります。今回、譲渡人の●●氏と、譲受人の、先ほどと同じですけども、●●氏との間で3条無償移転の同意があり、今回の申請となりました。もう少し具体を述べますと、今回の申請地にあります地番●●の左の隣、地番●●に住宅が写っているのが確認できると思います。実は、今回、●●氏がこの住宅を有償で買い受けました際に、付随する農地であります申請地及び、この後説明があらうかと思いますが、受付順位137の2番につきまして、一括して管理してほしいということで了解された経緯があります。申請地の地目は畑となっておりますが、現況は畑ではあります、柿等の果樹が植わっている状況にあり、今後も果樹を中心とした畑として管理をしていくとのことでした。

補足になりますけど、今回、この住宅物件を購入した目的は、●●氏のご子息が帰郷し、生活するとともに、申請人とともに農業に関わっていくとのことでありました。今回の申

請に関しまして、地元区長及び農事部長の同意も得られており、許可相当と思われま  
す。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、原田さんのほうから、説明をお願いします。

○原田委員 それでは、説明いたします。

先ほど前田委員からもお話がありましたので、2件目の分だけですが、和田山中学校か  
ら東河方面に向かい、左手に住宅地、少し高台に住宅地があります。その住宅地の手前の  
県道沿いに、右側に地番●●、地目、田、面積、224 平方メートルの案件があります。こ  
の件につきましても、先ほどご説明がありましたように、住宅の譲渡しと併せて、この田  
についても無償で譲られるということになりました。申請案件の審査資料にも問題なく、  
地元の区長さん、農事部長の同意も得られておられ、何ら問題なく許可相当と思います。  
ご審議をよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、138 番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 失礼します。138 番の航空写真をご覧ください。そこに写っております道順  
としては、久華園の前から出ております県道檜倉山東線と与布土方面に走っていただきま  
すと、途中で柘木橋という橋がございます。そこを左折していただきまして少し行きます  
と、旧檜倉山東線がございます。そこをまた与布土方面に走っていただきまして、旧与布  
土小学校、現在は朝来市の老人福祉大学になっております。その前を過ぎて、今はされて  
いないですが、こめやストアーという店がございました。その前の道を、小学校の裏を通  
って行っていただきますと、500 メートルほど行きますと車1台が通れるぐらいの農道が  
ございます。それを500メートルほど行きますと、申請者であります●●さんのお宅がご  
ざいます。その●●さんの手前が、今回申請の農地でございます。該当農地、旧持ち主は  
●●さんで、この農地は●●さんのお父さん時代から耕作をしておられました。現在耕作  
されています●●さんも会社を辞められまして、現在はお宅におられるんですが、年齢も  
高齢になられましたし、●●さんが貸している農地が曖昧になるというのも困るという  
ので、話をされまして、今回の売買契約に至りました。審議資料の3条の第2項、いずれも  
問題なく条件を満たしているというふうに思っております。審議のほどよろしくお願  
いします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、受付順位 136 番から 138 番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の松浦委員のほうから補足説明ございますか。

○松浦委員 失礼します。去る 10 月 6 日に大森委員、それから奥委員、清原委員、事務局 2 名の 6 名で現地調査を行ってまいりました。ただいまの各委員さんの説明に相違なく、特に補足する説明はございません。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、皆さん、ご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位 136 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 137 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位 138 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第 2、「議案第 68 号、農地法第 5 条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位 139 番の提案理由の説明を、地元委員の佐野委員に求めます。

○佐野委員 失礼します。139 番の説明をしたいと思いますので、添付しております 139 の地図をご覧ください。申請地は、県道浅野山東線を大月西から東方面に 600 メートル行き、西に 10 メートル行ったところでございます。ここは、譲渡人の●●さんが、●●氏に所有権移転をし、住宅を 5 棟建てる計画のようです。申請案件審査資料による立地基準及び一般基準にも適合しておりますので、農用外地域で周辺の田の地主、農事部長、それ

から区長さんにも了解を取り、何の問題もなくこの案件は許可相当だと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○石原会長 続きまして、受付順位 140 番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、説明させていただきます。

受付順位 140 番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山町土田の国道 9 号線和田山トンネル南東に位置します土田区の連檐する住宅地の円山川沿いにあります、地番●●の●から●の場所となります。航空写真でもお分かりのように、筆数は 3 筆となっておりますが、現況は 1 枚の田となっております。

申請案件資料 140 番をご覧ください。農地法第 5 条第 1 項の規定による申請となります。第 3 種農地で、都市計画法に規定する用途地域となっております。このたび、譲受人が申請地を埋め立て、太陽光発電所を設置するに当たり、譲渡人との売買の合意を受けて今回の申請に至りました。申請及び設置の件について具体を述べますと、今回の業者は大阪に拠点を構えておりますが、数年前、申請地の北に隣接します●●株式会社が廃業をしたのを受けまして、その跡地に広大な太陽光発電所を設置した会社です。その当時、今回の譲渡人である●●氏とも出会いがあり、既に朝来市から離れて生活しており、何とかこの管理できない申請地を処分したいとの意向をずっと受けておりましたが、数年かかってやっと今回の申請に至りました。といいますのも、先ほど言いましたように、大阪から書類づくりに出向いてくるわけですが、何回来ても隣接者と出会えなかったり、あるいは隣接地の一部が、現況は墓地になっているのですが、地目は田のままでの転用であることが分かったり、さらには、地元の区長や農事部長が替わったりというようなことで時間を要したとのことです。

太陽光発電所の申請の難しさや設置後の弊害についてお尋ねすると、新規で申請すると相当の月日を要するそうですが、今回は既にその作業を終えており、スムーズな設置が可能とのことでした。また、パネル設置による反射光問題につきましては、今回の設置方法では東からの朝日の反射光は心配されるわけですが、西側に位置する住宅に出向いてその旨を説明し、そこに住んでおられる方の了解も得ているとのことでした。一般基準に基づき、資力、信用について、見積書及び金融機関等の残高証明により確認し、既に、先ほど申しましたように、隣接地での広大な太陽光発電所分野の実績もあり、事業計画及び内容から目的が果たされるものと思われます。また、地元区長、農事部長及び隣接地所有

者等の同意書も添付されており、何ら問題なく許可相当と思われます。ご審議をよろしく  
お願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位 141 番の提案理由の説明を、地元委員の佐野委員よろしくお願  
いします。

○佐野委員 失礼します。141 番の説明をいたしたいと思います。

141 番の地図をご覧ください。県道浅野山東線を大月西から東方面に 1,000 メートル行  
き、西に 10 メートルのところがございます。譲受人の●●さんは、●●氏の子供でござ  
います。そして、ここに自分の家を建てるということでございます。それから、申請案件、  
審査資料にもよる立地基準、一般基準にも適合しておりまして、周辺の田の地主、それか  
ら農事部長さん、区長さんにも了解を取り、何の問題もなくこの案件は許可相当だと考え  
られます。ご審議、よろしくお願いたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位 139 番から 141 番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございま  
した。

現地調査委員の松浦委員のほうから補足説明はございますか。

○松浦委員 先ほどの 3 条と同様、10 月 6 日の日に現地調査を行いました。委員 4 名、  
事務局 2 名と計 6 名で回ってきました。先ほどの各委員からの説明のとおりで、特に補足  
説明はございません。

○石原会長 ありがとうございます。

ご意見なり、ご質問はございませんか。

ないようですので、受付順位 139 番につきまして採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 140 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 141 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3、議案第69号、非農地証明交付申請につきまして上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位142番の提案理由の説明を、地元委員の私が行います。

受付順位142の図面をご覧ください。ここは、山東町一品地区の北の山側のほうになります写真でございます。図面の下に国道427号線、左に特別養護老人ホーム緑風の郷が、真ん中辺には、煎餅等の菓子を製造してます佳長の会社、工場がございます。山のほうへの道路は、一方が金浦磯部方面に抜けます鯨峠に至る道でございます。申請地は、写真のとおり森林の中にあります。申請人の●●さんは、先月の総会で空き家に付随する農地の指定を受けまして、山東町早田地区の住宅と農地を取得されるということで、一緒に取得した今回の申請の農地が森林状態にあるということで、非農地の申請手続をされました。40年から50年ほど耕作していないようでして、非農地の承認については問題ないものと考えます。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、受付順位143番の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員、お願いします。

○奥藤委員 失礼します。それでは、受付順位143番の航空写真をご覧ください。

申請地は、国道9号線を夜久野方面に直進をしていただきまして、目標物でございます左側に緑化センターの入り口の看板を見ていただいて、そこから、県道63号線山東大江線を道なりに進んでいただきます。ちょうど坂を登った辺りから、右に緑の風農場を見ていただいて、そこから150メートルほど進んだ県道の右側、20メートルほど進んだ奥の場所になります。周辺につきましては、鹿柵が設置されておりまして、農道に入る入り口が少し分かりにくいかと思われます。

申請地につきましては、昭和61年ぐらいにお父さんが畑にヒノキを植えられまして、非農地になっております。それから20年以上を経過しておりまして、見ていただくとおり山林化しておる状態でございます。申請者の●●さんにつきまして、顛末書の添付、それから地元区長からの承諾書を頂いております。非農地証明書案件資料に基づきまして確認しましたところ、何ら問題なく、許可相当と思えます。ご審議よろしくお願ひいたしま



す。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位 144 番の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、議案第 69 号、受付順位 144 番について、提案理由の説明をさせていただきます。

受付順位 144 番の航空写真をご覧ください。申請地の 5 筆は、国道 312 号線、真弓交差点を姫路方面へ約 50 メートル進んだところにある三差路を右折し、さらに市道を約 100 メートル南へ進んだところに存する県立生野高等学校の道路を挟んだ東側の農地となっています。当該土地の登記地目は畑となっておりますが、所有者の父親が昭和 40 頃に住宅や倉庫を建て、現在も住居として使用されている状況にあります。所有者が父親から相続した不動産を整理していて、転用手続きがなされていないことに初めて気づいたとのことでした。父親が無断転用を行っていたことを深く反省し、今後正式な手続きを経て現況の地目に変更する予定であるとのことでした。このたびは、この手続きに先立ち、非農地証明の発行をお願いしたいとのことでした。

それでは、申請案件審査資料をご覧ください。朝来市農業委員会農地法事務取扱要領第 4 条第 1 項第 4 号に規定の非農地となってから 20 年以上経過していること。違反転用に対する処分の対象となっていないこと。農振農用地ではない土地であること。これら全ての要件を満たしていることから、非農地として許可して相当であると、このように考えます。以上、状況をご理解賜りまして、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位 142 番から 144 番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の奥委員のほうから補足説明はございますか。

○奥委員 失礼いたします。10 月 6 日に委員さん 4 名と事務局 2 名の 6 名で現地調査をしました。地元委員さんの説明どおり、何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、非農地証明関係につきまして、ご意見なりご質問はございませんか。

ないようですので、受付順位 142 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 143 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 144 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第70号、空き家に付随する農地の指定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位 145 番の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 受付順位 145 番の航空写真をご覧ください。山東支所に程近いところにあります申請地です。この申請地の末歳●●番地の農地は、隣接する末歳●●番地、ちょうど南側に建つ家です。その住宅と同一の所有者であり、この住宅は、令和3年3月に空き家バンクに登録されたことを確認しました。このことにより、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準第4条の適用基準に適合していると思われまますので、同取扱基準第5条により、別段面積を1平方メートルへ指定していただきたく、決定をお願いするものです。以上です。

○石原会長 受付順位 145 番について、提案理由の説明がございました。

現地調査委員の清原委員のほうから補足説明ございますか。

○清原委員 去る10月6日に、事務局2名、委員4名で現地調査の結果、この案件につきまして特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

ないようですので、受付順位 145 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第5「議案第71号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第71号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。

8ページをご覧いただきたいと思います。それでは、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。

まず、1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明させていただきます。まず、利用権を設定する農用地として、田が37,202平方メートル、22筆、畑がゼロとなっております。合計として37,202平方メートル、22筆。利用権の設定を受ける戸数として5戸、利用権を設定する戸数として12戸となっております。

続きまして、2番、設定する利用権の概要について説明させていただきます。まず、利用権の内容について、使用貸借権が22筆、37,202平方メートル、賃貸借権がございません。

続きまして、利用権の終期についてですが、令和4年3月31日までのものが2筆、1,252平方メートル。令和6年3月31日までのものが7筆、17,760平方メートル。令和7年3月31日までのものが12筆、17,175平方メートル。令和8年3月31日までのものが1筆、1,015平方メートルとなっております。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思います。9ページにつきましては、利用権の設定を受けるもの及び設定するもの、賃借地の所在地一覧表を記載しております。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思います。10ページにつきましては、利用権の設定を受けられる方の情報を記載しております。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと思います。11ページにつきましては、利用権を設定される方の情報を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきました。慎重審議、よろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

ただいま担当課から説明がございました。

この件につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

特にないようですね。それでは、議案第 71 号、農用地利用集積計画の決定につきまして、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第 6、「議案第 72 号、地籍調査事業にかかる地目変更について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第 72 号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。それでは、議案第 72 号、地籍調査事業にかかる地目変更についてご説明させていただきたいと思えます。

13 ページをご覧ください。朝来市長から農業委員会会長宛てに農地転用事実の疑義につきまして、令和 3 年 8 月 27 日付、朝地第 266 号で照会のありました田路の一部ほか、上八代、佐囊、和田山町柳原の 4 地区で、合計 13 筆、2,389 平方メートルの照会がございました。当初は 14 筆でございましたが、1 筆は訂正によりまして、地籍調査課から取り下げられております。先月、9 月 16 日の総会の後、各地区の担当委員さんと石原会長に地籍調査事業に係る現地調査をお願いしまして、お世話になったところでございます。

17 ページに農地一覧をつけております。

18 ページから 25 ページまでに、それぞれの現場写真を載せております。判断基準につきましては、国、県の通知や朝来市の農業委員会農地法事務取扱要綱により判断していただきました。合計 13 筆のうち、非農地として疑義が生じたものはございませんでした。全て農振農用地区外であり、問題も特になかろうということで判断をいただきました。

以上、非農地として疑義が生じた農地はございませんでしたので、照会のありました 13 筆につきまして、本日の総会で委員の皆様にご覧いただきまして地籍調査事業に係る地目変更を認定していただきますと、後日、農業委員会から地籍調査課に対しまして非農地と認定した旨、回答することとなります。

以上で説明のほうを終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長 ただいま事務局のほうから説明がございました。

この案件につきまして、委員の中から質問なりご意見はございますか。

ないようですので、それでは、議案第 72 号、地籍調査事業にかかる地目変更につきまして、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は決定とさせていただきます。

以上で本日の議案審議は全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理者に挨拶いただきます。

○西職務代理者 <閉会挨拶>

(午後 2 時28分終了)